

秋田公立美術大学学部教授会規程（案）

平成25年 4 月 1 日

大学規程第 2 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、秋田公立美術大学学則（平成25年大学規程第 1 号。以下「学則」という。）第15条第 4 項の規定に基づき、学部に置く教授会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第 2 条 教授会は、学部に所属する専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学則第 3 条第 3 項各号の専攻又は同条第 4 項のセンターに所属する教授がない場合、教授会は、当該専攻又はセンターに所属する准教授 1 名を構成員に加えるものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、教授会は、その必要に応じ、准教授その他の専任教員を構成員に加えることができる。

4 前 3 項の規定にかかわらず、休職中の者は構成員から除くものとする。

（審議事項）

第 3 条 教授会は、学部に関する次の重要事項を審議する。

(1) 教育課程の編成に関すること

(2) 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍、卒業その他在籍に関すること

(3) 学生の厚生補導に関すること

(4) 学生の賞罰に関すること

(5) 学位の授与に関すること

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関し学長が必要と認める重要事項

（議長）

第 4 条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 学部長に事故があるとき、又は学部長が欠けたときは、学部長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

（招集）

第 5 条 教授会は、議長が招集する。

2 議長は、構成員の 3 分の 1 以上の者から書面で会議に付すべき事項を示して請求があったときは、教授会を招集しなければならない。

3 議長は、教授会の日時、場所および会議に付すべき事項を開催日の 5 日前までに構成員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(定足数)

第 6 条 教授会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(構成員以外の者の出席)

第 7 条 議長は、必要と認めるときは、教授会の構成員以外の者を出席させ、説明を求め、または意見を聴くことができる。

(議決)

第 8 条 教授会の会議の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、教授会が特に重要と認めた事項に関しては、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(議事録)

第 9 条 教授会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(会議の非公開)

第 10 条 教授会の会議は、原則として非公開とする。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。